

事務連絡
平成30年7月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
各国公私立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

平成30年度「世界エイズデー」の実施について（依頼）

標記のことについて、別紙のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から依頼がありました。

については、平成30年度「世界エイズデー」実施要綱の趣旨等を御了知の上、エイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進するよう関係部署や所管の学校に対して周知されるようお願いいたします。

なお、本件についての問合せは、厚生労働省健康局結核感染症課にお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課がん教育推進係
TEL: 03-5253-4111 (内線 2918)

写

健感発0711第1号

平成30年7月11日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

平成30年度「世界エイズデー」の実施について

エイズ対策につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的に、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。1996年から、WHOに代わって国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を承継し、本年で31回目の「世界エイズデー」を迎える予定です。

厚生労働省といたしましても、この趣旨に賛同し、本年12月1日の「世界エイズデー」に際して、エイズの正しい知識等に関する啓発活動を推進することとし、今般、その実施について、各都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し、別添のとおり通知したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御了知の上、12月1日の「世界エイズデー」に際し、エイズに関する正しい知識等の啓発活動に特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

なお、貴職以外の関係部署に対する本件の周知・協力方につきましても、特段の御配慮をいただきたく、併せてお願いいたします。

(担当)

厚生労働省健康局結核感染症課
宮本・篠原

電話 03(5253)1111 内線 2358

FAX 03(3581)6251

別添

平成 30 年度「世界エイズデー」実施要綱

1 名 称

平成 30 年度「世界エイズデー」

2 趣 旨

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところである。

我が国においてもUNAIDSが提唱する“World AIDS Day”に賛同し、その趣旨を踏まえ、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図る。

3 主 題（キャンペーンテーマ）

「UPDATE！ エイズ治療のこと HIV検査のこと」

趣旨等については、別紙「平成 30 年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマについて」を参照のこと。

4 期 日

平成 30 年 12 月 1 日

ただし、地域の実情等に応じ、12月1日を中心とした前後の日でも差し支えないものとする。

5 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

6 実施方法

(1) 厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

関係行政機関、エイズ関連NGO（非政府組織）等の関係団体、民間企業、報道機関等の協力を得て、全国的な啓発活動の推進を図る。主として12月1日を中心に啓発事業を行うほか、年間を通じた普及啓発のためのキャンペーンを実施する。

(2) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区

関係機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計

画、実施計画等に基づき、次の事項も参考にしながらH I V／エイズに関する正しい知識の啓発活動を展開する。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、映画等の協力を得た広報活動の実施
- ② ポスター、パンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成・配布等による啓発活動の実施
- ③ 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等の実施
- ④ 学校、企業、地区組織等に対する呼びかけ及び協力
- ⑤ 一般住民のみならず、相談窓口職員、医療従事者、教育関係者等への啓発

7 普及啓発における留意点

(1) 普及啓発の基本的考え方

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 30 年厚生労働省告示第 9 号）の趣旨を踏まえ、我が国に在住するすべての人々に対して、正しい知識の普及啓発の強化を図ること。普及啓発に当たっては、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供すること。

(2) 人権の尊重

患者・感染者が尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、患者・感染者のみならず、その周囲の人々のH I V／エイズに関する理解が必要であり、就学・就労を始めとする社会参加を促進することが、患者等の個人の人権尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体のH I V／エイズに関する偏見や差別の発生を未然に防止することになること。

また、患者・感染者が安心して医療を受けられる環境づくりを進めることが重要であり、エイズ診療に取り組む医療関係者へ支援を訴える必要があること。

(3) H I V治療の進歩と検査・早期治療の重要性

H I V治療の進歩に伴い、H I Vに感染しても早期発見及び早期治療によって長期間、社会の一員として生活を営むことができるようになってきたこと。

検査・相談は無料・匿名で最寄りの保健所等で受けられることや医療機関でも受検ができることなど、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努め、検査を受けやすくするための特段の配慮が必要であること。

8 その他

広報の実施に当たっては、患者・感染者やその家族の社会的背景や人権への配慮が必要である。

平成30年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマについて

1 キャンペーンテーマ

「UPDATE！ エイズ治療のこと HIV検査のこと」

2 趣 旨

本キャンペーンテーマは、主として次に掲げるメッセージを発信するものです。

HIV／エイズに関する取組は、今、大きな転換期となっています。

治療法の進歩によりHIV陽性者の予後が改善された結果、HIV陽性者は感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりエイズの発症を防ぐことができ、HIVに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

また、治療を継続して体内のウイルス量が減少すれば、HIVに感染している人から他の人への感染リスクが大きく低下することも確認されています。

つまり、治療の進歩でHIV陽性者の生活は大きく変わり、HIV感染の予防にもその進歩に支えられた様々な選択肢が用意されるようになりました。

しかし、現状はそうした変化が正確な情報として十分に伝わっているとは言えず、HIV／エイズについては、原因不明で有効な治療法が無く死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことがHIV感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、また、差別や偏見を招く要因の一つになっているとも言われています。

HIV感染の早期発見・早期治療によるHIV／エイズのまん延防止のため、検査と治療に関する知識のUPDATE（更新）に焦点を当て、進歩するエイズ治療の現在とHIV検査の重要性を伝えていきます。正しい知識を普及し、HIV検査の受検を促進することで、HIVに感染している人がいち早く治療につながることを視野にいたれたメッセージとして設定します。

3 留意点

キャンペーンテーマは上記趣旨を踏まえ、世界エイズデー関連イベントに限らず、啓発資材や講演・研修会の内容への盛り込み、名刺やメール署名への記載等、年間を通じ、啓発活動の場において広くご利用ください。

なお、『UPDATE！』は英文表記としますが、ポスターやチラシで縦書きにする必要があるときは、カタカナ表記で『アップデート！』とすることも可とします。

キャンペーンテーマの趣旨は、エイズ予防情報ネットにも掲示いたしますので、ウェブサイト等で啓発活動を展開する場合のリンク先として適宜ご活用ください。

(<http://api-net.jfap.or.jp/index.html>)